

平成 28 年 熊 本 地 震

一部損壊世帯（児童扶養手当受給世帯）に対する災害義援金 申請書

熊本市長 様

※以下、太枠内に楷書で丁寧に記載してください。

(受付区)

<申請年月日> 令和 年 月 日

<り災証明番号>

<申請者氏名(児童扶養手当受給者)>

印

<申請者生年月日> S・H 年 月 日

(管理番号)

<現住所> 熊本市 区

対象確認

市営

県営

<連絡先(電話番号)>

私は、平成 28 年熊本地震により、住家が一部損壊の判定を受けた児童扶養手当受給世帯に該当するため、裏面の同意事項全てに同意のうえ、以下の通り災害義援金の支給を申請します。

なお、この義援金の請求に関する一切の権限を復興総室副室長へ委任します。

<児童扶養手当情報>

証書番号	受給者氏名

<児童扶養手当確認事項> ※全ての項目に該当することを確認し、○をしてください。

	平成28年4月～平成29年4月分について、現に1ヶ月分以上児童扶養手当を受給している（受給予定を含む）。
	平成28年4月～平成29年4月分について、何らかの理由により、児童扶養手当を遡って熊本市へ返還していない。また、熊本市から返還を求められていない。
	平成28年4月13日までに、児童扶養手当受給資格の喪失や、支給差止になっていない。

<義援金振込先>

金融機関コード	支店コード	金融機関名(カナ)	支店名(カナ)
預金種別	口座番号(右づめ)		口座名義人(カナ)
1. 普通			

※振込先は、児童扶養手当受給者の口座を指定してください。

注1) 通帳写し等により口座情報が確認できない場合、義援金の振込に時間がかかることがあります。

注2) 普通口座・総合口座(普通預金)の振込先を御記入ください。(貯蓄口座・当座預金口座等は不可)

注3) 金融機関コード・支店コードがわからない場合は、記入の必要はありません。

同意事項

- 義援金配分事務に必要な範囲で、熊本市が保有する私の世帯の個人情報を利用することに同意します。
- 申請内容に虚偽があった場合は、受け取った義援金を速やかに返還することに同意します。

<注意事項>

1. 建物被害の再調査を依頼している世帯、又は、依頼予定の世帯は申請しないでください。
最終的なり災証明書被害区分が確定した後に、被害区分に応じて申請してください。
2. 対象期間中の全ての児童扶養手当を遡って返還しなければならなくなった場合、ひとり親(児童扶養手当受給)世帯への災害義援金も返還していただくこととなりますので、ご注意ください。
3. 申請書の記載誤りや内容に疑義等があった場合、個別にご連絡させていただく場合があります。
記載漏れや誤りが無いよう、ご注意ください。
4. 義援金の申請受付後、審査の上で支給を決定します。毎月末日までに申請された分について、翌月 25 日(振込日が金融機関の休日にあたる場合は翌営業日)頃に指定の口座に振り込みますので、予めご了承ください。
5. 支給に当たっては、決定通知書等は送付しません。指定の口座への振込みをもって、決定通知に代えさせていただきます。
6. 支給前に、世帯の全員が亡くなられた場合は、配分対象となりません。
7. 今後、追加配分があった場合は、改めて申請する必要はありません。申請時に指定された口座に増加分を振り込みます。

<提出書類等>

下記をご準備の上、各区総合相談窓口にて申請してください。

- 一部損壊世帯(児童扶養手当受給世帯)に対する災害義援金申請書(本紙)
- 住家のり災証明書の写し
- 児童扶養手当証書の写し
- 振込口座の通帳の写し(振込先は、原則として児童扶養手当受給者名義の口座に限る)

※写しは、全てA4サイズの内紙でコピーしてください。

<申請期限>

- 平成 29 年 4 月 28 日(金)まで
ただし、り災証明書の発行が遅れているなどのやむを得ない理由があれば、上記期限にかかわらず、当分の間、申請を受け付けます。

<お問い合わせ・申請窓口>

《各区役所総合相談窓口》

受付時間：月～金曜日の 9：00～16：00(祝日除く)

[中央区]：熊本市役所本庁舎 1F 096-328-2105

[東区]：東区役所 096-367-9267 [西区]：西区役所 096-329-2829

[南区]：南区役所 096-357-4757 [北区]：北区役所 096-272-1972